

岡山県公報

発行 岡山県



目次

担当課（室）

岡山県公報 発行 岡山県 		目次
○ 災害救助法施行細則の一部を改正する規則 【規則】 保健福祉課 ○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正 （県例規集登載） 【告示】 農政企画課 ○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請 環境管理課 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更 健康推進課 ○ 土地収用法に基づく事業の認定 【公告】 監理課 ○ 県営土地改良事業の工事完了 耕地課 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 建築指導課 ○ 一般競争入札の実施 〃 教育委員会 ○ 警備業法に基づく講習 【公安委員会】 生活安全企画課	担当課（室）	目次
		担当課（室）

◎岡山県規則第二十五号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年四月二十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年岡山県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条（見出しを含む。）中「市町村長」を「災害発生市町村の長」に改める。

第十三条中「市町村長」を「災害発生市町村の長」に、「第二十九条」を「第三十条」に改める。

別表第二中「一九、八〇〇円」を「二〇、四〇〇円」に、「一五、九〇〇円」を「一五、八〇〇円」に、

保健師、助産師、看護師及び准看護師	一人一日 一五、四〇〇円以内
-------------------	----------------

を

保健師、助産師、看護師及び准看護師	一人一日 一五、五〇〇円以内
-------------------	----------------

に、「二一、一〇

〇円」を「二一、二〇〇円」に改める。

様式第七号（裏）中「第31条」を「第32条」に改める。

様式第十一号（裏）中「都道府県知事」を「都道府県公安庁長」に改める。

様式第十三号中「市町村長」を「災害発生市町村の長」に改める。

様式第十四号中「第29条」を「第30条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の災害救助法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第二百十八号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成三十年度分の補助金から適用する。

平成三十一年四月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

表農林水産部の部農業災害対策資金利子補給等補助金の項中

市町村	
融資機関が貸し付けた経営維持資金、農業近代化資金又は株式会社日本政策金融公庫資金についての利子補給又は利子助成	経営維持資金の貸付残高に対し年一・二二五パーセント以内、農業近代化資金の貸付残高に対し年〇・九二五パーセント以内

を

市町村等	
農業近代化資金、株式会社日本政策金融公庫資金又は農業災害対策資金に係る利子補給、保証料助成又は利子助成	資金ごとに知事が定める率

に改め、同部農業改良資金転貸

貸付促進事業費補助金の項を削り、同部土地改良事業補助金の項中「農業水利施設保全合理化事業」を「農業水路等長寿命化・防災減災事業」に、「児島湾干拓地展示ほ場設置等事業」を「地下かんがい施設導入啓発事業」に、

農道保全対策事業	補助基本額の五〇パーセント以内
----------	-----------------

を

農道保全対策事業	補助基本額の五〇パーセント以内
平成三十年七月豪雨農業用施設災害復旧緊急対策事業	事業費の六五パーセント以内

に改め、同部農村総合整備事業補助金の

項中「農山漁村地域整備交付金（集落基盤再編事業）」を「農山漁村地域整備交付金（集落基盤再編・整備事業（集落基盤再編型）」に、「農山漁村地域整備交付金（集落基盤再編事業（実施計画型）」を「農山漁村地域整備交付金（実施計画策定型）」に、

農山漁村地域整備交付金（中山間地域総合整備事業）	工事費 事業に要する経費の五五パーセント以内
農山漁村地域整備交付金（中山間地域総合整備事業（実施計画型）	事業に要する経費の五〇パーセント以内

を

農山漁村地域整備	工事費 事業に要
----------	----------

交付金（集落基盤再編・整備事業（中山間地域総合整備型））	する経費の五五パーセント以内
------------------------------	----------------

に改め、同部土地改良区組織運営基盤強

化対策事業補助金の項を削り、同部農業委員会等補助金の項を次のように改める。

優良農地確保 支援対策事業 補助金	農業委員会ネ ットワーク機 構が行う農業 委員会研修会 等のネットワ ーク業務の推 進	農業委 員会ネ ットワ ーク機 構	1 農業委員及び 農業委員会事務 局の職員等を対 象とした研修等 2 知事が特に必 要と認める事業	補助対象経費の二 分の一以内
-------------------------	---	-------------------------------	--	-------------------

表農林水産部の部地域林業の担い手サポート事業補助金の項中

地域林業の担い手 サポート事業	定額（前年度から 継続して事業に取 り組む場合は百五 十万円、新規に事 業に取り組む場合 は、二百万円を限 度とする。）
--------------------	--

を

地域林業の担い手 サポート事業 1 林業への就業 促進	1 については、 定額。ただし、新 規に事業に取り組 む場合は二百万
--------------------------------------	---

2	Iターン等就業者の確保	円、継続して事業に取り組む場合は、百五十万円を限度とする。
3	地域密着型伐倒等技術研修	2については、補助対象経費の二分の一以内。ただし、補助対象経費は二十万円を限度とする。
(1)	伐倒技術研修	3の(1)については、定額。ただし、二十万円を限度とする。
(2)	森林所有者意識向上研修	

に改め、同部県産材需要拡大総合対策事

業費補助金の項中「知識の向上」を「養成及び県産材の規格化等の情報発信の支援」に、「資質向上対策」を「資質向上及び情報発信」に改め、同部C L T等利用促進対策事業費補助金の項を次のように改める。

C L T等利用促進対策事業費補助金	C L Tの利用の促進及び高品質で魅力ある県産材の需	市町村及び公共建築物を整備する者	C L T等利用促進支援事業	補助対象経費の二分の一以内。ただし、1のうち木製品の導入については百万円、2については三百五十万円を限度とする。
	要の拡大		1 C L T利用施設等支援	
			2 C L T利用建築物設計支援	

表農林水産部の部森林・林業再生基盤づくり交付金事業費補助金の項を次のようにする。	オリன்பピック に向けたCL Tの供給体制 を整えるため の認証材及び 認証ラミナの 確保	一般社 団法人 岡山県 木材組 合連合 会等	認証材ストック支 援事業	定額

表農林水産部の部次世代木材生産・供給システム構築事業費補助金の項を削り、同部合板・製材生産性強化対策事業費補助金の項を次のように改める。

表農林水産部の部次世代木材生産・供給システム構築事業費補助金の項を削り、同 板・製材生産性強化対策事業費補助金の項を次のように改める。		
機械リース支援） 10 先進的モデル 提案事業		
合板・製材・ 集成材生産性 向上・品目転 換促進対策事 業費補助金	生産性向上等 の体質強化を 図るための合 板・製材・集 成材工場等の 整備並びに原 木を安定的に 供給するため の間伐材の生 産及び路網整 備等の一体的 な推進	事業ごとに知事が 定める額又は率
	市町 村、森 林組 合、木 材関連 業者の 組織す る団体 等	
1 木材加工流通 施設等整備 (1) 木材加工流 通施設等整備 (大規模・高 効率タイプ) (2) 木材加工流 通施設等整備 (低コストタ イプ) (3) 品目転換施 設整備 (4) 木材加工流 通施設等整備 ・品目転換施 設整備附帯事 業 2 原木の低コス ト供給 (1) 間伐材生産 路網整備 (2) 高性能林業 機械等の整備		

表農林水産部の部森を見つめる交流促進事業費補助金の項中「NPO法人」の下に「並びにこれらの団体が連携して組織する団体」を加え、

1 単独の団体が事業を実施する場合 定額。ただし、二十万円を限度とする。	
2 複数の団体が連携して事業を実施する場合 補助対象経費の二分の一以内。ただし、百二十万円を限度とする。	

に改め、同部おかやまの木で家

8 低コスト再造林構築モデル事業	
9 森林作業道復旧支援事業	
10 造林地危険箇所解消促進事業	

に改め、「まで」を削り、「パー

づくり支援事業補助金の項中「及び県産乾燥材」を「並びに県産乾燥材及びCLT」に、「を使用する」を「又はCLTを使用して」に、「者」を「施工業者」に改め、同部おかやま元気な森づくり推進事業補助金の項中

セント」の下に「以内」を加え、

「
3、4及び7に
ついては、補助基
本額の二分の一以
内。ただし、3の
うち作業道補修に
あつては、査定事
業費の二分の一以
内

を

「
3、4及び7に
ついては、補助基
本額の二分の一以
内。ただし、3の
うち作業道補修に
あつては、査定事
業費の二分の一以
内
9のうち森林作
業道復旧促進にあ
つては、標準経費
の十分の一以内、
森林作業道復旧補
助にあつては、査
定事業費の三分の
二以内
10のうち二次災
害防止施業にあつ
ては、査定事業費
の三分の二以内、
被害跡地造林にあ
つては、標準経費
の八五パーセント
以内

に改め、同部少花粉スギ等苗木

生産支援事業費補助金の項を削る。

◎岡山県告示第二百十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及び構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年四月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 北興化学工業株式会社

住 所 東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号

氏 名 代表取締役社長 中島 喜勝

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 北興化学工業株式会社岡山工場

所在地 玉野市胸上402番地

平成31年4月23日 岡山県公報 第12087号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		新 設		新 設		新 設		新 設	
種 類		46－イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設（R－9－4）		46－イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設（R－9－5）		46－イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設（R－9－6）		46－イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設（R－9－7）		46－ニ 有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設（G－9－1）	
能 力		2.1～2.6回／日		2.2～3.0回／日		2.2回／日		2.1～2.6回／日		940 L／分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後5箇月		同左		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	11.2	16.8	11.2	16.8	9.5	13.9	11.2	16.8	0.5	1
	p H	0.5～13.5	0.5～13.5	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	C O D（mg／L）	312.9	514.6								
	S S（mg／L）	33	57								
	油 分（mg／L）	32	41								
	T－N（mg／L）	18.9	37.5								
	T－P（mg／L）	5.8	9.7								
	ふっ素（mg／L）	－	－								
	ほう素（mg／L）	－	－								
	ベンゼン（mg／L）	－	－								
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg／L）	－	－								

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成31年4月23日 岡山県公報 第12087号

区 分		新 設		新 設		廃 止		廃 止		廃 止	
種 類		46－ニ 有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設（G－9－2）		46－ニ 有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設（G－7－6）		46－イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設（R－2－23）		46－イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設（D－7－3）		46－ロ 有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設（F－2－1）	
能 力		300 L／分		200 L／分		8. 0m ³ ／時間		1. 6m ³ ／時間		2 t／時間	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後5箇月		工事着手後1週間		－		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに		同左		－		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の数値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の数値及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	0. 5	1	1	2	30. 7	45. 7	1	2	6. 2	9. 3
	p H	0. 5～13. 5	0. 5～13. 5	同左		0. 5～2. 5	0. 5～2. 5	同左		同左	
	C O D（mg／L）	312. 9	514. 6	760	1, 000	299	494	760	1, 000	299	494
	S S（mg／L）	33	57	同左		同左		同左		同左	
	油 分（mg／L）	32	41								
	T－N（mg／L）	18. 9	37. 5	17	20	19	38	17	20	19	38
	T－P（mg／L）	5. 8	9. 7	0. 4	0. 6	6	10	0. 4	0. 6	6	10
	ふっ素（mg／L）	－	－	<0. 1	55	－	－	<0. 1	55	－	－
	ほう素（mg／L）	－	－	<0. 1	14	－	－	<0. 1	14	－	－
	ベンゼン（mg／L）	－	－	<0. 01	0. 1	－	－	<0. 01	0. 1	－	－
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg／L）	－	－	6. 8	8	－	－	6. 8	8	－	－

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成31年4月23日 岡山県公報 第12087号

区	分	廃止		廃止	
種	類	46－ロ 有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設（F－2－2）		46－ニ 有機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設（G－7－6）	
能	力	1.5 t／時間		200 L／分	
工事着手予定年月日		許可後直ちに		同左	
工事完成予定年月日		－		同左	
使用開始予定年月日		－		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	6.2	9.3	1	2
	p H	0.5～2.5	0.5～2.5	同左	
	C O D（mg／L）	299	494	760	1,000
	S S（mg／L）	33	57	同左	
	油 分（mg／L）	32	41		
	T－N（mg／L）	19	38	17	20
	T－P（mg／L）	6	10	0.4	0.6
	ふっ素（mg／L）	－	－	<0.1	55
	ほう素（mg／L）	－	－	<0.1	14
	ベンゼン（mg／L）	－	－	<0.01	0.1
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg／L）	－	－	6.8	8

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成31年4月23日 岡山県公報 第12087号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		新 設			
工 場 又 は 事 業 場 に お け る 施 設 番 号		膜ろ過装置（No. 1, No. 2）			
種 類 及 び 型 式		膜ろ過施設			
構 造		RC+FRP, PVCF/PVC			
主 要 寸 法		11m×19m			
能 力		4,440m ³ /日（2,220m ³ /日×2）			
処 理 の 方 法		外圧式中空糸膜ろ過			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後5箇月			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		荒天時に冷却水（海水）のSS濃度が高くなった場合の緊急時に使用			
使用時間における当該汚水等の処理前後及び処理中の汚水等の状態の最大値並びに当該汚水等の通常量	区 分	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ /日）	-	4,440	-	4,440
	p H	-	-	-	-
	C O D（mg/L）	-	-	-	-
	S S（mg/L）	-	54	-	<1
	油 分（mg/L）	-	-	-	-
	T－N（mg/L）	-	-	-	-
	T－P（mg/L）	-	-	-	-

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成31年4月23日から同年5月14日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

◎岡山県告示第二百二十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

平成三十一年四月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関			
名 称	変更事項	変更前	変更後
公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構倉敷中央病院	医療機関の名称	財団法人倉敷中央病院	公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構倉敷中央病院
公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構倉敷リバーサイド病院	医療機関の名称	財団法人倉敷中央病院倉敷リバーサイド病院	公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構倉敷リバーサイド病院
サン薬局中央病院前店	医療機関の名称	津山薬局中央病院前店	サン薬局中央病院前店
			平成二十五年四月一日
			平成三十一年四月一日

平成31年4月23日 岡山県公報 第12087号

◎岡山県告示第二百二十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

平成三十一年四月二十三日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 起業者の名称

医療法人社団岡山純心会

二 事業の種類

認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）事業所整備事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県岡山市北区吉宗字檜原地内

2 使用の部分 岡山県岡山市北区吉宗字檜原地内

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）事業所整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第二十三号に掲げる「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業の用に供する施設」に該当する施設を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である医療法人社団岡山純心会（以下「本件起業者」という。）は、本件事業に要する経費について財源措置を講じており、また、昭和六十三年に法人を設立して以来、第二種社会福祉事業（老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、認知症対応型老人共同生活援助事業）等を経営している実績があることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、岡山市が策定した岡山市第六期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第六期計画」という。）に基づき、本件起業者が岡山市北区の香和中学校校区に認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）（以下「認知症対応型共同生活介護等」とい

う。)の事業所を整備し、同校区において不足している認知症高齢者の受入が可能な施設の増加を図ることで、同校区における入居待機者の解消が促進され、地域が抱える認知症高齢者の介護問題の緩和や安定した介護サービスの提供による要介護認知症高齢者の生活の安定が図られることから、地域における社会福祉の増進に相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業の計画においては、①近隣に認知症対応型共同生活介護等の事業所が整備されていないこと、②医療施設へのアクセスが良いこと、③避難施設への移動が容易であること、④公共交通機関へのアクセスが良いこと、⑤事業費が廉価であること、⑥施工の難易度が低いこと、⑦土地利用に与える影響度が低いこと、⑧環境に与える影響度が低いことを条件として複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等による環境影響評価の対象事業となっていないこと並びに本件事業に係る土地には保護のための特別の措置を講ずべき動植物及び文化財が見受けられないことから、軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、第六期計画に基づき整備が計画された認知症対応型共同生活介護等の事業所を平成三十一年度当初までに開設する事業者の候補者として本件起業者が岡山市から選定されていることから、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用及び使用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲についても合理的であると認められる。したがって、本件事業は法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたもの

である。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

岡山市役所（北区役所総務・地域振興課）

〔二六四〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成三十一年四月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

地区名	工 種	完了年月日
平 山 新 池	た め 池	三一・三・二八
高 月	農業用排水施設	〃
笠岡湾干拓第二	かんがい排水	〃
奥 山 池	た め 池	三一・三・十九
高 梁 川 上	農業用排水施設	三一・三・二八
矢掛（原上）	〃	〃

平成31年4月23日 岡山県公報 第12087号

〔一六五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年四月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字高木四四八―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市南溝手四〇八―四

奥山 将行

奥山 那未

三 許可番号

岡山県指令建指第三七三号

平成31年4月23日 岡山県公報 第12087号

〔一六六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年四月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字池ノ下東一六六三一六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西郡八九六一一ブリーズH二〇三号

福田 峻

三 許可番号

岡山県指令建指第三九九号

「一六七」政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成三十一年四月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

岡山県教育委員会におけるマイクロソフト社教育機関向けライセンスプログラム

1 式

(2) 調達の内容等

入札説明書及び調達仕様書による。

(3) 納入期限

平成31年 6 月 28 日 (金)

(4) 納入場所

加賀郡吉備中央町吉川7545-11

岡山県総合教育センター

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか調達仕様書に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成31年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成31年岡山県告示第30号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分が

Aであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 086－226－7538

4 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所

〒716－1241 加賀郡吉備中央町吉川7545－11

岡山県総合教育センター総務課

電話 0866－56－9101

FAX 0866－56－9121

電子メールアドレス kyoikuse@pref.okayama.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成31年4月23日（火）から同年5月22日（水）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

（1）の場所にて交付する。

（3）入札説明会

開催しない。

（4）入札参加申出手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を提出しなければならない。

ア 提出期間

平成31年4月23日（火）から同年5月22日（水）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（必着）

イ 提出場所

（1）の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は信書便によるものに限る。5（2）イにおいて同じ。）

5 入札

（1）開札の日時及び場所

平成31年6月4日（火） 午後2時
加賀郡吉備中央町吉川7545-11

岡山県総合教育センター第2研修室

（2）入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が（1）の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

第12087号 岡山県公報 平成31年4月23日

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印（封筒を二重とし，外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし，内側の封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）並びに1（1）の件名及び（1）の日時を記載したものに限る。）をして，郵送等により，平成31年6月3日（月）の午後5時までに4（1）の場所に提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）第131条及び第133条の規定による。

(2) 契約保証金

財務規則第153条及び第155条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4（4）の一般競争入札参加申出書等を提出した者は，契約担当者から当該書類等に関し説明を求められた場合には，それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

(3) 契約書作成の要否

(4) 落札者の決定方法

財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は，入札説明書による。

9 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

Microsoft Software License Programs for Education 1 set

(2) Delivery date :

By 28 June, 2019

(3) Delivery place :

Okayama Prefectural Education Center

(4) Time limit for tender :

2:00 PM 4 June, 2019

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Education Center,

7545-11 Yoshikawa, Kibichuo-cho, Kaga-gun, Okayama-ken, 716-1241,

Japan

TEL:0866-56-9101

◎岡山県公安委員会告示第五十九号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成三十一年四月二十三日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
雑踏警備業務及び交通誘導警備業務	平成三十一年七月十一日（木曜日）から同月十九日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の六日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区厚生町三丁目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
- (3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
ア 二1に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 二2に該当する者

検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

ウ 二3に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 二4に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

オ 二5に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地为管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成三十一年五月二十日（月曜日）から同月二十四日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

平成31年4月23日 岡山県公報 第12087号

四 受講手数料

三万八千円

(注) 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

四十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目一一番一八号）に委託して行う。

七 その他

- 1 受講者は、筆記用具を持参すること。
- 2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。